

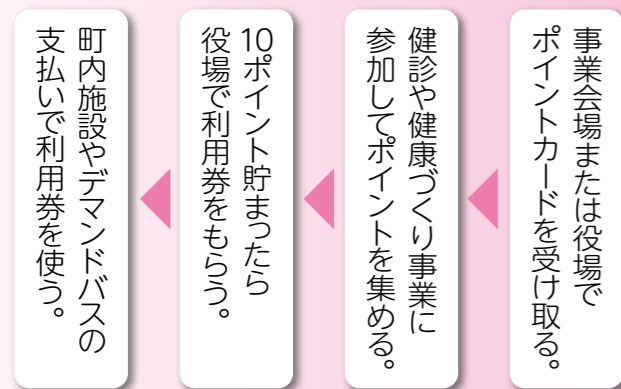
「健康ポイント制度」実施のお知らせ

昨年度から実施している「健康ポイント制度」を今年度も継続実施します。

町内にお住まいの20歳以上の方を対象に、町主催の健康教室、講演会、住民健診など、健康づくり関連事業に参加された方にポイントを差し上げます。

10ポイント貯まったら、町関連施設などで使える500円相当の利用券と交換します。ポイントを集めるポイントカードは、各事業の会場で差し上げます。現在お手元にお持ちの方は、引き続き現在のカードが使用できます。多数の方のご参加をお待ちしています。

健康ポイント制度参加の流れ



さわやか歩キングの集い

健康運動教室まめまめクラブ

対象事業を拡大します!!

今年度から、岸本温泉ゆうあいパルの温泉プールを利用すると「健康ポイント制度」のポイントがもらえます。

ポイント数
温泉プール1回につき、1ポイント



ゆうあいパル 温泉プール

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

国保人間ドック費用の助成

今年度から、国保節目人間ドックの対象者以外の方にも、人間ドック費用を助成します。

助成対象 伯耆町国民健康保険被保険者のうち、節目人間ドック対象年齢以外の方
※節目の間に1回だけ助成

助成額 人間ドック+脳ドック 15,000円
人間ドック 10,000円

助成方法 窓口申請による償還払い

申請に必要なもの

・領収書 ・印鑑 ・通帳など口座の分かるもの ・人間ドックの結果

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

人権擁護委員が決まりました

4月1日付けで、古都英幸さん(こしがが丘)が人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

なお、委員には、毎月開かれる心配ごと・人権相談で、皆様からの相談に応じています。相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。



古都英幸さん

【問い合わせ先】
教育委員会事務局
人権政策室 ☎62-0713

ピロリ菌除菌治療が保険適用に

平成25年2月から、内視鏡検査などによりヘリコバクター・ピロリ(ピロリ菌)の感染による慢性胃炎が認められ、その治療として「除菌」を行う場合も、健康保険が適用になりました。ピロリ菌は、胃がんの主因ともされており、除菌治療は胃がんの予防にもつながります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

任意予防接種費用を助成します

平成25年度から新規に、任意予防接種の費用を助成します。



助成対象予防接種ワクチン

ワクチン名	対象者	回数	助成額
おたふくかぜワクチン	1歳以上13歳未満の小児及び児童 (まだおたふくかぜに罹患していない場合のみ)	1回接種	2,000円
水痘ワクチン	1歳以上13歳未満の小児及び児童 (まだ水痘に罹患していない場合のみ)	1回接種	3,000円
ロタウイルスワクチン	□タリックス	生後6週以上24週未満の小児	2回接種 6,000円/回
	□タテック	生後6週以上32週未満の小児	3回接種 4,000円/回
B型肝炎ウイルス	生後2ヶ月以上2歳未満の小児 (B型肝炎母子感染予防事業対象者及び汚染事故は除く)	3回接種	2,000円/回

※生活保護受給者には、いずれのワクチンも接種費用の全額を助成します。
※いずれのワクチンも平成25年4月1日以降に接種したものが対象となります。
※医療機関の指定はありません。

助成方法

『助成券』は交付せず、償還払のみの助成となります。医療機関で接種費用の全額を支払っていただき、下記の手続きをお願いします。

申請方法

申請窓口 健康対策課健康増進室または、分庁総合窓口課
申請に必要なもの

- ①領収書(ワクチン名が明記されているもの)
- ②予防接種の実施について、確認できるもの(母子手帳、接種済証など)
※領収書の内訳に明記されているものでも可。
- ③振込口座のわかるもの(通帳など)
- ④認印(シャチハタは不可)

注意事項

- ・任意予防接種は、予防接種法により接種が義務付けられていないので、接種を受けられる際は、予防接種の効果と副反応をよくご理解いただいたうえで接種を受けてください。
なお、万が一副作用によって健康被害が生じた場合は、『医薬品副作用被害救済制度』により、治療費などが支給される場合があります。
- ・任意予防接種を受けられる場合は、特に0歳から1歳の間は法定接種も加えるとたくさんの予防接種を受ける必要がありますので、かかりつけ医と十分に相談のうえ、計画的に接種を受けてください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

家族介護用品購入費を助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えのできる引換券を交付します。

支給額 月額 7,000円 (引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパット、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど

対象者

次の条件を全て満たしている方を介護している家族の方

- 要介護認定において要介護4または5と判定された方
- 在宅で介護を受けている方
- 市町村民税が非課税世帯の方

※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限ります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。



【問い合わせ先】健康対策課 生活相談室 ☎68-5535